
経営の基本方針

下水道事業は、市民の衛生的で快適な生活環境を確保するとともに公共用水域の水質保全の観点からも重要な役割を担っています。既に整備した施設（ストック）を適切に管理することは、都市の発展と住民の健康を支える大きな基盤となります。

しかし、今後は将来的な人口減少や施設の老朽化といった課題に直面することが予想され、経営環境が一層厳しさを増していきます。下水道サービスを安定的に持続するためには、これまで以上に計画的かつ効率的な取り組みが必要になります。

本市の下水道事業は、下水道未整備区域の普及促進や浸水被害対策事業の促進を図るとともに、整備した施設（ストック）を確実に運営・管理し、安定的な下水道サービスを持続して提供することを経営の基本方針とします。

1) 下水道未整備区域の普及促進

公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図るとともに、使用料収入による安定した事業運営ができるように、下水道整備を継続します。これにより、地域全体の衛生環境が向上し、住民の健康と生活の質が向上します。

2) 浸水被害の軽減

近年の気候変動に伴う集中豪雨等による浸水被害を鑑み、新川流域水害対策計画に基づき、雨水施設整備（雨水管渠、雨水貯留施設等の整備）を促進します。また、排水施設の充実や農地の保水・遊水機能の保全等により、短時間に大量の雨水が河川へ流れ込むことを抑制し、浸水被害を軽減します。これにより、地域住民の安全が確保され、財産被害の防止に繋がります。

3) 計画的な改築更新

整備した施設（ストック）において、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な修繕・改築更新を行います。これにより、施設の延命化及びコストの平準化を図り、長期的な視点での持続可能な運営が可能となります。

4) 経営基盤の強化

限られた財源や人材の中で、今後ますます厳しくなる経営環境（人口減少による下水道使用料収入の減収、施設の老朽化による改築更新費の増大及び物価上昇における材料費高騰等）に備え、経費の見直しや下水道使用料の適正化について適宜検討します。これにより、効率的な運営が可能となり、安定したサービス提供が実現します。

表 1. 基本方針及び具体的な施策

基本方針	具体的な施策	施策の実施目的	目標実施年・目標指標
下水道未整備区域の普及促進	① 未普及対策事業	公共用水質保全や生活環境の改善を図るとともに有収水量増加等による安定した下水道使用料収入の確保	・R12年 整備目標面積:約859ha 整備目標水準:25(ha/年)
浸水被害の軽減	② 浸水対策事業	近年の気候変動に伴う集中豪雨等による浸水対策として、被害を最小限にとどめるための雨水施設整備(ハード対策)及び内水浸水想定区域図作成(ソフト対策)を実施	・R7年 内水浸水想定区域図を公表 ・新川流域水害対策計画に基づき雨水施設を随時整備
計画的な改築更新	③ ストックマネジメントの確実な実施	整備した施設(ストック)において計画的な改築更新事業を実施し、将来の改築更新事業費の平準化・削減	・随時
	④ 民間活力の活用(PPP/PFIなど)	民間活用による事業運営の効率化及び職員減少の補助・補完	・随時
経営基盤の強化	⑤ 水洗化の促進	啓発活動などの実施により水洗化の促進を図り、適正な下水道使用料収入の確保	・R12年 水洗化率:84%
	⑥ 使用料の改定	人口減少に伴う下水道使用料収入の減収や維持管理費の増大に対応するため、定期的・通増的な使用料改定を実施し、適正な収入を確保	・5年に1回の改定検討 ・R9年(第1回改定予定) 使用料単価 115(円/m ³)→150(円/m ³)を予定
	⑦ 経営戦略策定(見直し)	毎年度の進捗を管理した上で計画期間の中間時に事業の達成状況を評価・検証し、投資・財政計画と実績との乖離や他計画との整合を図る	・5年に1回の計画修正

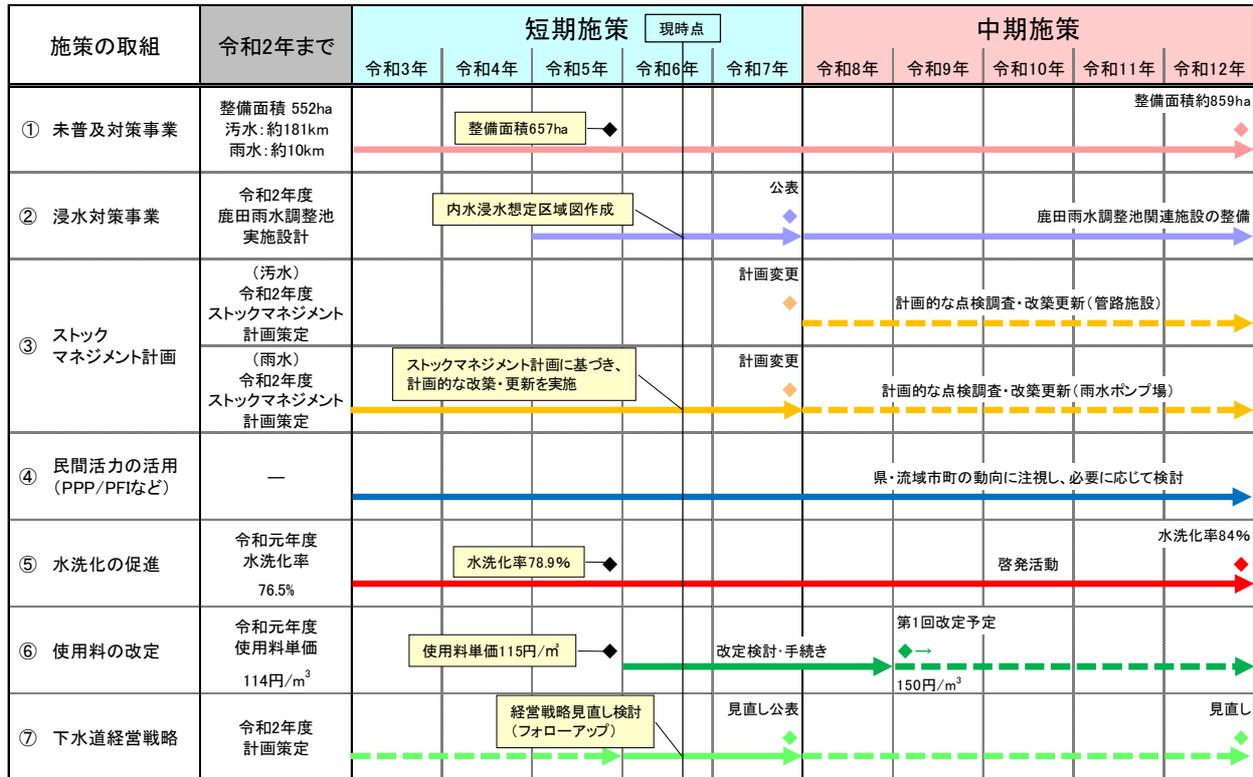


図 1. 施策の実施計画 (ロードマップ)